

令和3年第2回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年2月10日 開会

令和3年2月10日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和3年第2回教育委員会定例会

令和3年2月10日（水）

午後3時30分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第4号 令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和3年2月分）について

報告第5号 令和2年度新十津川町児童生徒就学援助費（新入学準備費）受給者の認定について

報告第6号 体罰に係る実態把握に関する調査結果について

5 議案審議

議案第1号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について）に同意することについて

議案第2号 新十津川町議会定例会提出議案（ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて

議案第3号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について）に同意することについて

議案第4号 新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

議案第5号 新十津川町そっち岳スキー場索道安全管理規程の一部改正について

6 その他

7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

松 倉 寿 人

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 後 木 満 男

主幹 媚 山 孝 裕

学校教育グループ長 西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

先ほどの総合教育会議に引き続きの会議ということでお疲れとは思いますが、ただいまより、令和3年第2回教育委員会定例会を開会したいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、新田両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎媚山主幹

それでは、私から行事報告をさせていただきます。令和3年1月21日から本日2月10日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。お手元の行事報告をご覧ください。まず1月26日に、元札幌交響楽団の岩崎氏が来町しております。これにつきましては、先ほど総合教育会議で町長の冒頭の挨拶にもありましたが、新中50周年を記念して、2月22日に元札幌交響楽団の演奏者が来校し、演奏と生徒の合唱により校歌を収録する予定となっております。なお、収録にあたっては記録として、CDとDVD映像を作成することとなっております。続きまして、2月2日に新十津川小学校新入学児童1日体験入学が小学校体育館にて開催されました。4月から入学予定の幼児57人が参加し、教室では先輩となる1年生に手伝ってもらいながら絵を書いたり体育館でレクリエーションなどを楽しみました。続きまして、2月4日に高等学校入学案内説明会が新中体育館にて開催されました。説明会には中学2年生ほか保護者が出席し、近隣の高等学校の滝川高校、滝川工業高校、滝川西高校、新十津川農業高校、砂川高校5校から学校運営等について説明がありました。続きまして、2月5日に新十津川中学校入学説明会が小学校体育館にて開催されました。この説明会には中学へ進学する6年生54人のほか保護者が出席し、中学校の概要、学校の決まりや主な行事、部活動などの紹介を行いました。以上で行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第4号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年2月分)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、私のほうから説明いたします。議案書の3ページをお開きください。一覧表をご覧ください。小中学校とも全学年において異動はございませんでした。したがって、1月と変更なく小学校303人、中学校161人、合計464人の在籍となっております。以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎久保田教育長

報告第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第4号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第4号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年2月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第5号令和2年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の5ページをお開き願います。申請世帯数及び児童数については、8世帯8人でございます。令和3年度に小学校1年生になる人が対象となります。認定状況でございますが、別紙をご覧ください。令和2年度児童生徒就学援助費受給者認定調書がございます。これによって認定世帯数、児童数は準要保護世帯4世帯、4人で、不認定につきましては同じく4世帯4人でございます。申請のあった8世帯8人の保護者の住所、氏名、勤務先、世帯構成が書かれております。1番、4番、6番、7番につきましては、需要額に対する所得額の倍率が認定基準の1.3以上ですので判定を否としております。それ以外につきましては、該当区分②又は④の理由によりまして、いずれも倍率が1.3未満となっておりますので判定が可としております。なお、この認定開始日については、令和3年1月25日としております。この認定調書の資料については後ほ

ど回収をさせていただきます。以上、報告第5号の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

2番ですが、勤務先が記載なしとあるのですけれど、これはいかがですか。

◎久保田教育長

答弁を求めます。学校教育グループ長。

◎西村グループ長

申請書には勤務先記載という欄がありますが、必ず記入しなければいけないものではないので、記入していない方もいらっしゃいます。この勤務先の情報については、今回の方につきましては記載がなかったということでございます。

◎荒山委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

はい。ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第5号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第5号令和2年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第6号体罰に係る実態把握に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の7ページをお開きください。調査名につきましては、体罰に関する調査です。調査期間につきましては、令和2年12月25日から令和3年1月18日まで。

調査方法につきましては、小学校は保護者に対しまして調査票を配布し、回答につきましては調査票の提出又は今年からはインターネットのWEB回答を受け付けております。中学校につきましては、生徒と保護者に調査票を配布しており、同じくWEBでの

回答も受け付けております。調査票につきましては、体罰があった場合は調査票を封筒に入れ、ない場合は空の封筒のまま学校に提出するということになっております。学校から教育委員会が封筒を受け取り、教育委員会側で開封します。WEB回答につきましては、教育局から町の教育委員会へ調査票のリストが送付されております。4の調査結果につきましては、別紙といたしまして9ページの資料をご覧ください。調査の内容につきましては、令和2年4月以降、体罰がありましたか、ありませんでしたかという問いでございまして、あるとすれば誰に対しての体罰だったか、いつのことか、また、その行為はどんな内容のものだったかという調査の内容となっております。表の上段につきましては、小学校保護者の調査結果でございます。対象の保護者へ配布231人に対しまして、回答は135人で回答率は58%、WEBでの回答が89人で39%でございました。

そのうち体罰ではありませんでしたが、5年生のクラスの保護者から、同級生の女子児童に必要以上の身体接触があったという話を聞いたという回答が1件ありましたので、学校に対して再調査を行っております。保護者の氏名等の記載がなかったことからですね、当該5年生のクラスに関わりのある教員全員に確認したところ、そのようなことは全く思い当たることはない、また、児童からの相談も受けたことはないとのことから、再調査の結果、事実確認困難ということで教育局に報告をしております。次に中段の表は中学校の生徒の回答結果です。対象の保護者への生徒の配布数161人に対して回答は145人で回答率は90%。WEBでの回答が21人で13%でした。合計すると166人で103%となりますので、調査票とWEB回答の重複があるものと考えております。そのうち1年生のクラスにおいて、先生が生徒をプリントで叩いたのを見たという回答が1件ありましたので、これについても中学校に再調査を行っております。回答した生徒、対象の教諭に対し事実確認をしたところ、生徒については叩いたように見えたが確実なものではないということ、また、その生徒は普段からその先生が体罰を行うような先生だとは認識していないということでございました。また、対象となった教員につきましても、体罰には普段から充分気をつけているということでございます。このことから、この生徒と教諭からの再調査の内容を保護者にも説明いたしまして、保護者も納得の上で報告誤りという判断をしまして教育局に報告をしております。1番下段の表が中学校の保護者からの回答結果でございます。配付数161人に対しまして回答が143人、回答率は89%、WEB回答が33人で20%ございました。これにつきましても合計すると回答が176人、109%となりますので、保護者についても調査票とWEB回答の重複があったものと考えております。中学校の保護者につきましては、体罰があったという回答はございませんでした。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第6号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第6号体罰に係る実態把握に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題いたします。議案第1号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について）に同意することについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の11ページをお開きください。まず1番下の提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容について説明いたします。議案第1号別紙として13ページの議会提出議案及び15ページの新旧対照表を併せてご覧ください。昨年6月に新型コロナウイルス感染拡大による小学生又はその保護者への経済的影響を考慮しまして、特例措置として奨学金の限度額を増額するため条例の一部改正を行っております。令和3年3月まで奨学金の月額を20,000円上乘せしまして40,000円から60,000円に増額しているところでございます。新型コロナウイルスの感染の終息がまだ見込めないということから、この増額の特例措置につきまして令和4年3月まで1年間延長したいとすることでございます。なお、附則としまして、この条例につきましては、公布の日から施行いたします。以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご同意いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第1号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第1号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、議案第2号新十津川町議会定例会提出議案（ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の17ページをお開きください。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容について説明いたします。議案第2号別紙といたしまして、19ページの議会提出議案及び21ページの新旧

対照表を併せてご覧ください。現在、ふるさと公園屋外体育施設の冬期の休場日、閉鎖する日でございますが、サンウッドパークゴルフ場が11月4日となっております。他の体育施設につきましては、11月15日となっておりますが、現状では11月3日の文化の日以降、11月4日以降になりますが、ほとんど利用がない状況となっております。このことから、休場日を11月4日のサンウッドパークゴルフ場に併せることによりまして、冬期に向けた施設の閉鎖作業を一体的に行うことで作業の効率化が図られることから、この条例の一部改正を行うものでございます。なお、この条例につきましては、公布の日から施行することといたします。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご同意いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第2号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第2号新十津川町議会定例会提出議案（ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、議案第3号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について）に同意することについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の23ページをお開きください。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容について説明いたします。議案第3号別紙としまして、25ページの議会提出議案をご覧ください。現在、この条例で設置を定めている施設につきましては、菊水区にございます中央体育館のみでございます。中央体育館につきましては、旧新十津川小学校の体育館として昭和34年に建設されまして、現在は土間の体育館ということで使用されてきました。年数が経っていることから老朽化が激しく、体育活動の普及振興に資するという施設の設置目的を達成することが困難となっておりますことから、この用途を廃止するためこの条例を廃止するものでございます。なお、条例廃止後につきましては、用途が行政財産から普通財産に変わることから、所管が教育委員会から総務課の財政担当部局に変更となります。附則といたしまして、この条例の廃止条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第3号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について)に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、議案第4号新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の27ページをお開きください。提案理由を申し上げます。先ほど同意をいただきました新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の条例を廃止いたしますので、この条例の施行規則についても廃止するものでございまして、今回議決を求めるものでございます。附則としましては、条例の廃止と同じく、令和3年4月1日からとしております。以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第5号新十津川町そっち岳スキー場索道安全管理規程の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の29ページをお開きください。改正内容について説明いたします。今回の改正につきましては、鉄道事業法施行規則の一部改正に伴いまして新十津川町

そっち岳スキー場索道安全規程の文言を整理するものでございます。31ページ、32ページの新旧対照表を併せてご覧ください。まず第3条第6項中「事故対策本部」を「対策本部」に改めます。第5条第5号中「災害等」の次に「に関する情報」を加えます。以下、この規程中に「事故」「事故等」「事故・災害等」との表現がございますので、これにつきまして、全て「事故・災害等」に統一をいたします。第10条第1項中「事故」の次に「・災害等」を加えまして、第11条の見出し及び同条第1項並びに第24条（見出しを含む。）中「事故」の次に「・災害等の」を加えます。また、第25条第5項中「事故」の次に「・災害」を加えております。議案に戻りまして、附則として、この訓令は、鉄道事業法施行規則の一部改正に伴うものとして日付をさかのぼりまして、令和3年2月1日から施行するものとしております。以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第5号新十津川町そっち岳スキー場索道安全管理規程の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎後木事務局長

はい、ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和3年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後4時15分）

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 新 田 右 子